

2026 年 6 月入学生対応

社会福祉士相談援助業務について

相談援助業務一覧

社会福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権限をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、「2026 年 6 月 11 日入学生用募集要項」の 29 ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

■実務経験証明書データ

QR コード



■実務経験検索フォーム

QR コード



1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	社 001
		受付相談員	社 002
		相談員	社 003
		電話相談員	社 004
		児童心理司・心理判定員	社 005
		児童指導員	社 006
		保育士	社 007
	母子生活支援施設	母子支援員・母子指導員	社 008
		少年指導員（少年を指導する職員）	社 009
		個別対応職員	社 010
	児童養護施設	児童指導員	社 011
		保育士	社 012
		個別対応職員	社 013
		家庭支援専門相談員	社 014
		職業指導員	社 015
		里親支援専門相談員	社 016
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター （障害児通所支援事業）	児童指導員（注意2）	社 017
		保育士（注意3）	社 018
		心理指導担当職員	社 019
		児童発達支援管理責任者	社 020
	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意2）	社 021
		保育士（注意3）	社 022
	知的障害児通園施設	児童指導員（注意2）	社 023
		保育士（注意3）	社 024

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員（注意2）	社 025
		保育士（注意3）	社 026
	肢体不自由児施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児通園施設 ・肢体不自由児療護施設	児童指導員（注意2）	社 027
		保育士（注意3）	社 028
	児童心理治療施設 （旧：情緒障害児短期治療施設）	児童指導員	社 029
		保育士	社 030
		個別対応職員	社 031
		家庭支援専門相談員	社 032
	重症心身障害児施設	児童指導員（注意2）	社 033
		保育士（注意3）	社 034
		心理指導員（心理指導を担当する職員）	社 035
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員	社 036
		児童生活支援員	社 037
		個別対応職員	社 038
		家庭支援専門相談員	社 039
		職業指導員	社 040
	児童家庭支援センター	相談員 （児童・母子家庭等に対し福祉に関する相談・助言を行なう職員）	社 041
	障害児相談支援事業	相談支援専門員	社 042
	乳児院	児童指導員	社 043
		保育士	社 044
		個別対応職員	社 045
		家庭支援専門相談員	社 046
		里親支援専門相談員	社 047
	児童自立生活援助事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている指導員	社 048
	地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 049
	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	社 050
	指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 （国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの）	児童指導員（注意2）	社 051
		保育士（注意3）	社 052

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

1. 児童分野

根拠法	施設種類		職種名	職種コード
児童福祉法	障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	指導員（注意1）	社 053
			児童指導員（注意2）	社 054
			保育士（注意3）	社 055
			児童発達支援管理責任者	社 056
			障害福祉サービス経験者（注意4）	社 057
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社 058
		医療型児童発達支援事業を行なう施設	児童指導員（注意2）	社 059
			保育士（注意3）	社 060
			児童発達支援管理責任者	社 061
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社 062
		放課後等デイサービス事業を行なう施設	指導員（注意1）	社 063
			児童指導員（注意2）	社 064
			保育士（注意3）	社 065
			児童発達支援管理責任者	社 066
			障害福祉サービス経験者（注意4）	社 067
			機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社 068
		居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	訪問支援員（注意1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	社 069
			児童発達支援管理責任者	社 070
		保育所等訪問支援事業を行なう施設	訪問支援員（注意1） （保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る）	社 071
			児童発達支援管理責任者	社 072

（注意1）「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意4）「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
その他	利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 073
	児童デイサービス事業（障害児通園事業）	相談援助業務を行なっている職員（相談員）	社 074
	地域生活支援事業 ・ 障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 075
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	社 076
	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・ 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び 保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 077
	重症心身障害児（者）通園事業を行なっている施設	児童指導員（注意2）	社 078
		保育士（注意3）	社 079
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	社 080
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	社 081
	子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 082
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	社 083

（注意2）「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

（注意3）「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2. 高齢者分野

根拠法	施設種類		職種名	職種コード
介護保険法	介護保険施設	指定介護老人福祉施設	生活相談員	社 100
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 101
		介護老人保健施設	支援相談員	社 102
			相談指導員	社 103
			介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 104
		介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 105
		指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 106
	地域包括支援センター		包括的支援事業に係る業務を行なう職員（注意5） （保健師、主任介護支援専門員等）	社 107
	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設を含む		生活相談員	社 108
			計画作成担当者	社 109
	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設（注意6） ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設を含む		生活相談員	社 110
			生活指導員	社 111
	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設を含む		生活相談員	社 112
			生活指導員	社 113
	指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る		支援相談員	社 114
	指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る		支援相談員	社 115
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設		オペレーター	社 116
	指定夜間対応型訪問介護を行なう施設		オペレーションセンター従業者	社 117
	指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 118
	指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 119
	指定複合型サービスを行なう施設		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 120

(注意 5) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意 6) 「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2. 高齢者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	社 121
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 122
	居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 123
	介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	社 124
	第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	社 125
老人福祉法	養護老人ホーム	生活相談員	社 126
		生活指導員	社 127
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員	社 128
		生活指導員	社 129
	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム（A型、B型） ・ケアハウスを含む	生活相談員	社 130
		生活指導員	社 131
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員	社 132
	老人短期入所施設	生活相談員	社 133
		生活指導員	社 134
	老人デイサービスセンター	生活相談員	社 135
		生活指導員	社 136
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員	社 137
	有料老人ホーム	生活相談員	社 138
その他	高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員	社 139
	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活援助員	社 140
	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・多くの高齢者が居住する集合住宅 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員	社 141
	サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員	社 142

3. 障害者分野

根拠法	施設種類		職種名	職種コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司		社 200
		心理判定員		社 201
		職能判定員		社 202
		ケース・ワーカー		社 203
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設（身体障害者デイサービスセンター） ・障害者更生センター		身体障害者に関する相談に応ずる職員	社 204
	点字図書館		相談援助業務を行なっている職員	社 205
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）		社 206
		精神保健福祉士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）		社 207
		精神科ソーシャルワーカー （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）		社 208
		心理判定員 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）		社 209
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司		社 210
		心理判定員		社 211
		職能判定員		社 212
		ケース・ワーカー		社 213
障害者総合支援法	障害者支援施設	生活支援員（注意7）		社 214
		就労支援員		社 215
		サービス管理責任者		社 216
	地域活動支援センター		指導員（注意7）	社 217
	福祉ホーム		管理人	社 218
	基幹相談支援センター		相談援助業務を行なっている職員	社 219
	一般相談支援事業所		相談支援専門員	社 220
	特定相談支援事業所		相談支援専門員	社 221
	相談支援事業を行なう施設		相談支援専門員	社 222
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 223
		日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 224
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 225

（注意7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

3. 障害者分野

根拠法	施設種類		職種名	職種コード
障害者総合支援法	身体障害者更生援護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員（注意7）	社 226
			生活指導員（注意7）	社 227
		身体障害者療護施設	生活支援員（注意7）	社 228
			生活指導員（注意7）	社 229
		身体障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（注意7）	社 230
			生活指導員（注意7）	社 231
		身体障害者福祉工場	指導員（注意7）	社 232
	精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設	精神保健福祉士	社 233
			精神障害者社会復帰指導員	社 234
		精神障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	精神保健福祉士	社 235
			精神障害者社会復帰指導員	社 236
		精神障害者福祉工場	精神保健福祉士	社 237
			精神障害者社会復帰指導員	社 238
		精神障害者福祉ホーム	管理人	社 239
	知的障害者援護施設	知的障害者更生施設 （入所、通所）	生活支援員（注意7）	社 240
			生活指導員（注意7）	社 241
		知的障害者授産施設 （入所、通所、小規模通所）	生活支援員（注意7）	社 242
			生活指導員（注意7）	社 243
		知的障害者通勤寮	生活支援員（注意7）	社 244
			生活指導員（注意7）	社 245

（注意7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

3. 障害者分野

根拠法	施設種類		職種名	職種コード
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	生活支援員（注意7）	社 2 4 6
			サービス管理責任者	社 2 4 7
		自立訓練を行なう施設 （機能訓練、生活訓練）	生活支援員（注意7）	社 2 4 8
			サービス管理責任者	社 2 4 9
		就労移行支援を行なう施設 （認定就労移行支援を含む）	生活支援員（注意7）	社 2 5 0
			就労支援員	社 2 5 1
			サービス管理責任者	社 2 5 2
		就労継続支援を行なう施設 （A型、B型）	生活支援員（注意7）	社 2 5 3
			サービス管理責任者	社 2 5 4
		就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	社 2 5 5
			サービス管理責任者	社 2 5 6
		自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	社 2 5 7
			サービス管理責任者	社 2 5 8
		療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社 2 5 9
		短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業を含む	相談援助業務を行なっている職員	社 2 6 0
		重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社 2 6 1
		共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社 2 6 2
		共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホームを含む	相談援助業務を行なっている職員	社 2 6 3
のぞみ園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員		社 2 6 4
		相談援助業務を行なっているケースワーカー		社 2 6 5
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員		社 2 6 6
		就労支援を担当する職員		社 2 6 7

（注意7）「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）

3. 障害者分野

根拠法	施設種類		職種名	職種コード
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー		社 2 6 8
		障害者職業カウンセラー		社 2 6 9
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー		社 2 6 9
		職場適応援助者		社 2 7 0
	障害者雇用支援センター	障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員		社 2 7 1
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者		社 2 7 2
		就業支援担当者		社 2 7 3
		主任職場定着支援担当者		社 2 7 4
		生活支援担当職員		社 2 7 5
	職業安定法	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルサポーター	社 2 7 6
			発達障害者雇用トータルサポーター	社 2 7 7
その他	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員		社 2 7 8
		聴覚障害者情報提供施設		社 2 7 9
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター		社 2 8 0
		地域移行推進員		社 2 8 1
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター		社 2 8 2
		地域移行推進員		社 2 8 3
	精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）		社 2 8 4
	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員 （医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）		社 2 8 5
	第1号職場適応援助者助成金または訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者		社 2 8 6
	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者		社 2 8 7

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 0
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 1
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 2
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 3
医療法	病院・診療所	相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	社 3 0 4
		退院後生活環境相談員	社 3 0 5
生活保護法	救護施設	生活指導員	社 3 0 6
	更生施設	生活指導員	社 3 0 7
	授産施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	社 3 0 8
	宿所提供施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）	社 3 0 9
	被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	社 3 1 0
	日常生活支援住居施設	生活支援員	社 3 1 1
		生活支援提供責任者	社 3 1 2
生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なっている自立相談支援機関	主任相談支援員	社 3 1 3
		相談支援員	社 3 1 4
	生活困窮者家計改善支援事業を行なっている事業所	就労支援員	社 3 1 5
	生活困窮者就労準備支援事業を行う事業所	就労準備支援担当者	社 5 0 1
		家計改善支援員（家計相談支援員を含む）	社 3 1 6
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	社 3 1 7
		判定員（心理・職能判定員）	社 3 1 8
		婦人相談員	社 3 1 9
	婦人保護施設	入所者を指導する職員	社 3 2 0
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	社 3 2 1
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	社 3 2 2
寡婦福祉法 父子並びに母子及び	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員 (母子の相談を行なう職員)	社 3 2 3

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員（指導監督を行なう職員）	社 3 2 4
		身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	社 3 2 5
		知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）	社 3 2 6
		老人福祉指導主事（指導監督を行なう職員）	社 3 2 7
		現業員・ケースワーカー	社 3 2 8
		家庭児童福祉主事	社 3 2 9
		家庭相談員	社 3 3 0
		面接相談員	社 3 3 1
		婦人相談員	社 3 3 2
		母子・父子自立支援員、母子相談員	社 3 3 3
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に 規定する就労支援事業に従事する就労支援員	社 3 3 4
		生活保護法第55条の7第1項に規定する 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	社 3 3 5
	隣保館	相談援助業務を行なっている指導職員	社 3 3 6
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	社 3 3 7
		相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 その他要援護者に対するものに限る。)	社 3 3 8
	市（特別区を含む）町村社会福祉協議会	福祉活動専門員	社 3 3 9
		相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者 その他要援護者に対するものに限る。)	社 3 4 0

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	社 3 4 1
		法務教官	社 3 4 2
		法務技官（心理）	社 3 4 3
		福祉専門官	社 3 4 4
少年院法	少年院	法務教官	社 3 4 5
		法務技官（心理）	社 3 4 6
		福祉専門官	社 3 4 7
鑑別所法 少年	少年鑑別所	法務教官	社 3 4 8
		法務技官（心理）	社 3 4 9
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	社 3 5 0
		社会復帰調整官	社 3 5 1
	保護観察所	保護観察官	社 3 5 2
		社会復帰調整官	社 3 5 3
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	社 3 5 4
		補導員	社 3 5 5
		福祉職員	社 3 5 6
		薬物専門職員	社 3 5 7
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	社 3 5 8
補償保険法 労働者災害	労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	社 3 5 9
医療等に関する法律 難病の患者に対する	難病相談支援センター	難病相談支援員	社 3 6 0
成年後見制度の利用の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 1
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員	社 5 0 0

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
その他	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 3 6 2
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	社 3 6 3
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	社 3 6 4
	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 5
	就労支援事業を行なっている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員	社 3 6 6
		ひきこもり支援コーディネーター	社 3 6 7
	ひきこもり地域支援センター	その他相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 8
		相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 9
	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	社 3 7 0
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	社 3 7 1
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 3 7 2
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 3 7 3
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員	社 3 7 4
		相談支援員	社 3 7 5
		就労支援員	社 3 7 6
		家計相談支援員	社 3 7 7
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	社 3 7 8
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	社 3 7 9
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	社 3 8 0

5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	社 4 0 0
	生活指導員	社 4 0 1
身体障害者福祉ホーム	管理人	社 4 0 2
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	社 4 0 3
	精神障害者社会復帰指導員	社 4 0 4
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業） （平成18年10月～19年3月）	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 5
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 6
知的障害者デイサービスセンター	指導員	社 4 0 7
	生活指導員	社 4 0 8
	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 9
知的障害者福祉ホーム	管理人	社 4 1 0
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 1
障害者デイサービスを行なう施設 （障害者自立支援法障害福祉サービス事業） ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 2
経過的デイサービス事業を行なっている施設 （障害者自立支援法地域生活支援事業） （平成18年10月～19年3月）	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 3
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 4
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 5

5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者世話付住宅において実施する事業）	生活援助員	社 4 1 6
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員	社 4 1 7
ヴェトナム難民収容施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている指導員	社 4 1 8
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 9
乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 0
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 1
知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 （都道府県・指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 2
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 2 3